

## 「土地届け」関連窓口一覧

●届出 森林の土地を相続(所有)したらその土地のある市役所・町役場に行きましょう。

役所・役場	郵便番号	住所	森林土地所有者届出窓口	相続人代表者指定(変更)届出窓口
米沢市役所	992-8501	米沢市金池5-2-25	農林課 0238-22-5111 (内線5010)	税務課 0238-22-5111 (内線2501)
南陽市役所	999-2292	南陽市三間通436-1	農林課 0238-40-3211 (内線384)	税務課 0238-40-3211 (内線225)
高島町役場	992-0392	高島町大字高島436	農林振興課 0238-52-1113	税務課 0238-52-2078 町民課 0238-52-1325
川西町役場	999-0193	川西町大字上小松1567	農地林務課 0238-42-6646	住民生活課 0238-42-6615 税務会計課 0238-42-6624
長井市役所	993-8601	長井市ままの上5-1	農林課 0238-87-0831	税務課 0238-87-0683 市民課 0238-87-0681
小国町役場	999-1363	小国町大字小国小坂町2-70	産業振興課 0238-62-2408	町民税務課 0238-62-2403 0238-62-2260
白鷹町役場	992-0892	白鷹町大字荒砥甲833	税務出納課(農林課) 0238-85-6133 (0238-85-6125)	
飯豊町役場	999-0696	飯豊町大字椿2888	農林振興課 0238-87-0526	住民税務課 0238-87-0512 0238-87-0513

### ●役所・役場への届出代行、相談など

	郵便番号	住所	電話 / E-mail
山形県行政書士会	990-2432	山形市荒楯町1-7-8	電話 023-642-5487 FAX 023-622-7624 E-mail info@y-gyosei.jp

### ●登記手続きは法務局に申請してください。(お近くの司法書士にもご相談できます)

	郵便番号	住所	電話 / HP
山形地方法務局	990-0041	山形市緑町1-5-48	電話 023-625-1321 HP <a href="http://houmukyoku.moj.go.jp/yamagata/">http://houmukyoku.moj.go.jp/yamagata/</a>
米沢支局	992-0012	米沢市金池7-4-33	電話 0238-22-2148 「登記相談は事前に予約が必要です」

### ●森林活用の意思表示・相談

	郵便番号	住所	電話 / FAX	
置賜総合支庁森林整備課	992-0012	米沢市金池7-1-50	電話 0238-26-6065 FAX 0238-21-6942	森林に関する総合的な相談
米沢地方森林組合	992-1443	米沢市大字笹野517-1	電話 0238-38-2981 FAX 0238-38-4793	森林の利活用や整備、森林経営に関する相談
西置賜ふるさと森林組合	999-0604	飯豊町大字椿2888-26	電話 0238-86-2310 FAX 0238-86-2311	
小国町森林組合	999-1363	小国町大字小国小坂町2-57	電話 0238-62-2229 FAX 0238-62-2207	
NPO法人美しいやまがた森林活動支援センター	992-0582	南陽市荻978-1	電話 080-5575-1561	森林活動、利活用に関する相談

### ●水資源保全地域の確認・届出

	郵便番号	住所	電話 / FAX
置賜総合支庁環境課	992-0012	米沢市金池7-1-50	電話 0238-26-6102 FAX 0238-26-6037

(森林所有者向け 平成29年3月 置賜総合支庁森林整備課作成)

森林の土地を相続(所有)したら、届出・森林活用の意思表示・登記の3つをお願いします

# 土地届け



#### ●森林法に基づく届出

相続などで、新たに森林の土地を所有された方は、届出が義務づけられています。内容は、新しい所有者の氏名・住所などです。届出をしない場合は10万円以下の過料を科せられることもあります。

#### ●土地活用の意思表示

森林の管理を任せたい、誰かに売りたいという意思のある方は教えてください。すぐに借り手や買い手が見つからない場合もありますが、土地活用の意思表示をしておくだけで後々その機会が訪れるかもしれません。

#### ●(相続)登記

あなたのため、子や孫、地域のために相続登記をしてください。

持ち主の分からない土地が増えています。  
みんなのために、自分のために、「土地届け」をしてください。



農林水産省

山形県指導林業士会置賜支部×置賜森林再生コンソーシアム  
×山形県行政書士会×山形県林業コンサルタンツ×NPO法人  
美しいやまがた森林活動支援センター×置賜林業推進協議会

持続可能な人と国土を考える



国土交通省

## 「土地届け」とは・・・

- 森林を所有(相続)した際の、
- ①森林法に基づく市町への届出
  - ②法務局への(相続)登記
  - ③森林組合等への土地活用の意思表示
- の3つを「土地届け」として総称しています。

## なぜ、今「土地届け」？

置賜地域では、境界不明の森林が多く、森林資源活用の妨げになっています。また、全国的には所有者が分からない森林や農地が急増加していて、土地の利用や災害復旧などの支障になっています。森林が「境界不明」や「所有者不明」となってしまう大きな原因のひとつに、相続時の手続き不備があげられます。ご自身の財産管理としてはもとより、「境界不明林」や「所有者不明林」を増やさないため、また地域の森林・生活環境保全の観点からも「土地届け」をお願いします。

### ①森林法に基づく市町への届出

平成23年4月の森林法改正により、平成24年4月1日以降新たに森林の土地を取得した方は、その土地のある市町村へ土地の取得に関する届出が義務付けられました。

#### (※2)

##### 届出の対象

- 個人か法人を問わず、売買や相続のほか、贈与、法人の合併等により森林の土地を新たに取得した方は面積にかかわらず届出が必要になります。
- 地上権又は賃借権等を取得した場合は対象になりません。

登記上の地目にかかわらず、取得した土地が森林の状態となっている場合には、届出の対象となる可能性が高いので注意が必要です。

##### 届出事項

- 届出書には、新たな所有者と前所有者の住所氏名、所有者となった年月日、所有権移転の原因、土地の住所・面積とともに土地の用途等を記載します。

##### 届出窓口

- 土地の所在する市役所・町村役場の**林務担当課等**(関連窓口一覧)に届出してください。

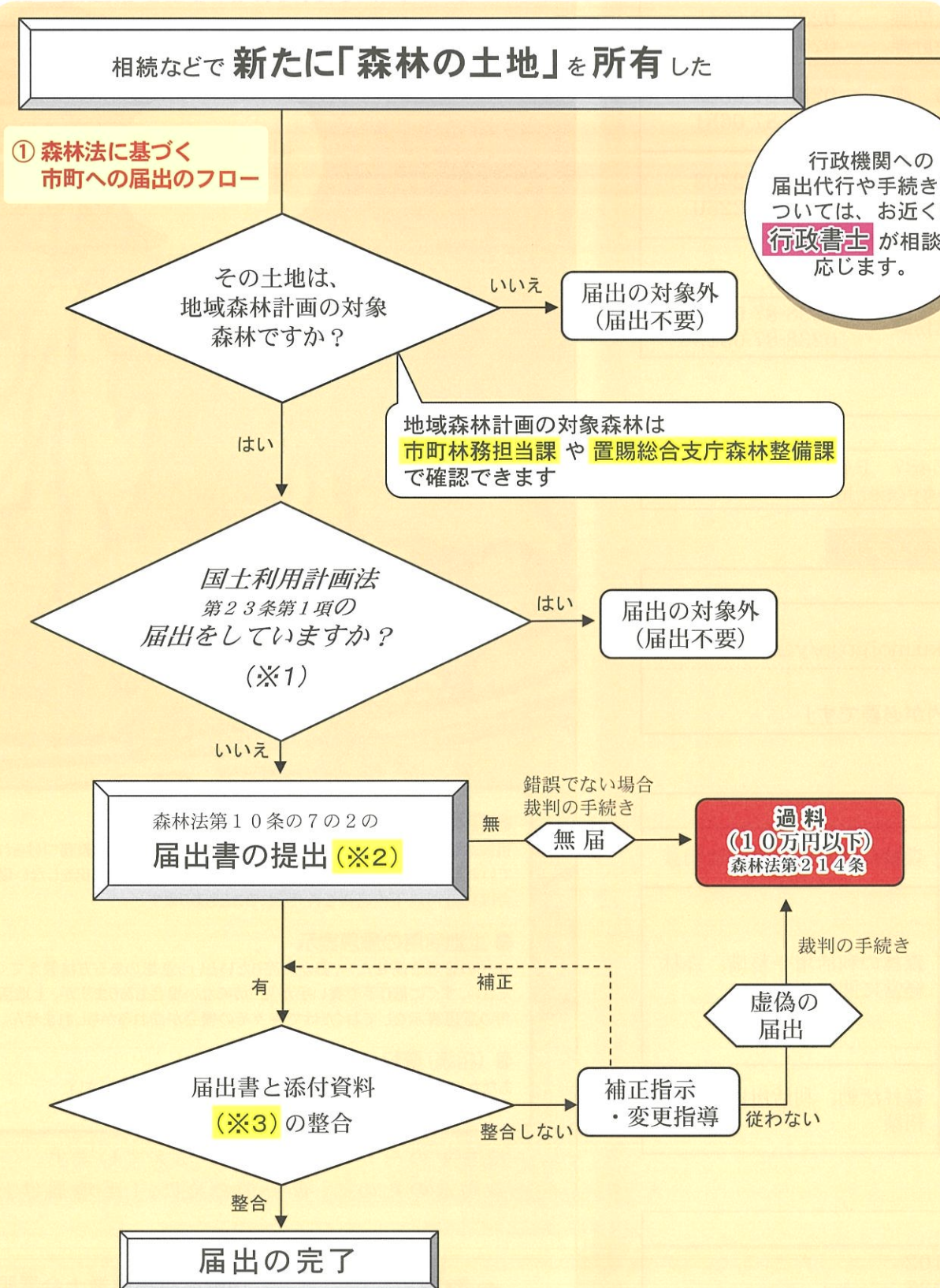
##### 届出時期

- 事後届となるので、森林の土地の所有者となった日から90日以内に届出してください。

#### (※3)

##### 添付資料

- 登記事項証明書(写し可)又は土地売買契約書など権利を取得したことが分かる書類の写し、土地の位置を示す図面が必要です。
- 登記を行わない場合は届出人が森林の土地を相続したことを示す遺産分割協議書と目録の写しでも構いません。



### <②登記手続き>

- ・**法務局**に申請してください。「登記相談は事前に予約が必要です」(お近くの司法書士にもご相談できます)

### <③森林活用の相談等>

- ・**置賜総合支庁森林整備課**・**各森林組合**・**森林活動支援NPO**等(関連窓口一覧)に相談してください。

斜字は、「土地届け」に関連する届出です

### <相続人代表者指定(変更)届出>

- ・土地の所在する市役所・町村役場の**税務担当課**(関連窓口一覧)に届出してください。(注:法務局に登記したものは市町への届出が不要となる場合があります)

### <水資源保全地域 事前届出>

- ・水資源保全地域は、米沢市、長井市、南陽市、高島町、川西町、飯豊町で指定されています。
- ・詳細な位置の確認及び届出は、**置賜総合支庁環境課**に問い合わせてください。
- ・土地取引等を行おうとする場合(相続の場合は不要)の届出と開発行為を行おうとする場合の届出があります。
- ・届出者 土地の売買の場合は売主  
開発の場合は開発を行おうとする方
- ・届出時期 契約又は開発に着手しようとする日の2か月前まで

#### (※1)

一定面積以上の大規模な土地取引について、対価の授受をともなう土地に関する権利の移転または設定をする契約を締結した場合、届出が必要です。

- ・届出者 土地に関する権利の取得者(買主等)

##### 届出が必要な土地取引の面積

市街化区域	2,000㎡以上
市街化区域以外の都市計画区域	5,000㎡以上
都市計画区域外	10,000㎡以上

(個々の面積は小さくても、取得する土地の合計が上記の面積以上となる場合には、個々の取引ごとに届出が必要)

##### 届出が必要な契約

- 売買、交換、共有持分の譲渡、営業譲渡、譲渡担保、地上権・賃借権の設定・譲渡、予約完結権の譲渡、信託受益権の譲渡、地位譲渡 など(これらの取引の予約である場合も含む)

- ・届出窓口 土地の所在する市役所・町村役場の国土利用計画法担当課

- ・届出時期 契約(予約を含む。)を締結した日を含めて2週間以内

#### (参考)森林に関するその他の届出等

- ・森林の立木を伐採する場合は、事前に市町村長へ「伐採及び伐採後の造林の届出」が、1haを超える林地開発を行う場合は、知事の許可が必要です。
- ・保安林では、立木の伐採及び土地の形質を変更する場合、事前に知事の許可が必要です。